

# 最近の急激な為替変動において移転価格税制上の取り得る対応

January 2023

## In brief

為替レートの変動は、納税者がコントロールできるものではなく、その変動を正確に予見できるものでもありません。ある企業の税務担当者は、かつて、その状況を「為替が利益率をいたずらする」と表現していました。

本ニュースレターでは、米国子会社が日本親会社から円建てで購入した商品を、ドル建てで再販売する取引を取り上げ、為替レートの変動が企業の利益率にどのような影響を及ぼすかを解説します。なお、米国子会社は為替レートの変動を販売価格へ転嫁できないこと(米国市場向けの販売価格は 120 米ドル)を前提とします。

## In detail

### 1. 事例解説

まず、分かりやすい例として、以下、米国子会社が日本親会社から購入した商品を再販売する取引を取り上げます。

(例) 米国子会社が日本親会社から購入した商品を再販売する取引  
(日米の親子間取引は円建て)

	例 1			例 2			例 3		
	日本親会社 (JPY)	米国子会社 (USD)	日米合算 (JPY)	日本親会社 (JPY)	米国子会社 (USD)	日米合算 (JPY)	日本親会社 (JPY)	米国子会社 (USD)	日米合算 (JPY)
売上	10,000	120	12,000	10,000	120	13,200	10,000	120	10,800
原価	7,000	100	10,000	7,000	91	7,000	7,000	111	7,000
粗利	3,000	20	5,000	3,000	29	6,200	3,000	9	3,800
販管費	2,000	14	3,440	2,000	14	3,584	2,000	14	3,296
営利	1,000	6	1,560	1,000	15	2,616	1,000	-6	504
粗利率	30.0%	16.7%	41.7%	30.0%	24.2%	47.0%	30.0%	7.4%	35.2%
営利率	10.0%	4.7%	13.0%	10.0%	12.2%	19.8%	10.0%	-4.6%	4.7%
為替レート	100			110			90		

米国子会社の粗利率および営利率を見てみますと、為替レートが 1 米ドルあたり 100 円のと看粗利率は 16.7%、営利率は 4.7% です(例 1)。しかし、為替レートが 1 米ドルあたり 110 円になると、粗利率は 24.2%、営利率は 12.2% に上がり(例 2)、為替レートが 1 米ドルあたり 90 円になると粗利率は 7.4%、営利率は -4.6% に下がります(例 3)。このように為替レートが 10 円変動すると、米国子会社の利益率も約 1 割近く変動しますので、為替レートの変動リスクを負担する米国子会社の収益性に影響を及ぼすことがわかります。

また、この取引に係る日米両法人を合算した場合の粗利率と営利率を見てみますと、為替レートが1米ドルあたり100円であるときは、粗利率は41.7%、営利率は13.0%です(例1)。しかし、為替レートが1米ドルあたり110円になると、粗利率は47.0%、営利率は19.8%に上がり(例2)、為替レートが1米ドルあたり90円になると、粗利率は35.2%、営利率は4.7%に下がります(例3)。これにより為替レートの変動が、グループの収益性に影響を及ぼすことがわかります。

このように為替レートの変動は企業の利益率に影響を及ぼし、その結果、移転価格の問題を引き起こす可能性もあります。そのため、関連者間取引の当事者のいずれが(または両者)為替レートの変動によるリスクを負担するのかを決め、取引通貨の決定および為替レートの変動による取引価格の設定ルールを策定しておくことが望ましいと考えられます。そこで、以下において移転価格の実務の観点から為替レートの変動リスクへの対応案について、概説します。

## 2. 海外子会社が為替レートの変動リスクを負担しない再販売業者の位置づけの場合

海外子会社が日本本社から購入する製品の再販売を行っており、海外販売子会社は為替レートの変動リスクを負担しないことをグループの方針とする場合、海外販売子会社の仕入取引(国外関連取引)の取引通貨を海外販売子会社の顧客への再販売取引の通貨と一致させる(日本本社が外貨建てで取引を行う)ことにより、海外販売子会社が為替レートの変動リスクを負担しないようにすることが可能です。

ただし、海外販売子会社の仕入取引と販売取引の通貨を一致させたとしても、為替レートの変動に伴い、海外販売子会社が日本本社から購入する製品の外貨建て価格の見直しが行われると、海外販売子会社は実質的に為替レートの変動リスクを負担することになります。

もっとも、海外販売子会社が日本本社から購入する製品の外貨建て価格の見直しは、為替レートの変動によるものではなく、移転価格税制を遵守するために海外販売子会社の利益率管理のための期中の価格改定によるものであることもあります。そのため、移転価格ポリシーにおいて、あらかじめ海外子会社の機能・リスクの位置づけ、為替レートの変動リスクの負担方針、取引通貨、価格設定・価格改定のルールと計算式等を明確にしておくことが必要になります。

## 3. 海外子会社が為替レートの変動リスクを負担する再販売業者の位置づけの場合

海外子会社が日本本社から購入する製品の再販売を行っている場合、海外販売子会社においては、通常、為替レートの変動リスクを負担しません。しかし、為替レートの大幅な変動時に、為替リスクを一部負担することがグループの方針となる場合、以下が考えられます。

- ・ 通常の為替レートの変動幅を設定し、為替の実勢レートが通常為替レートの変動幅にあるときは、為替レートの変動を取引価格に織り込まない
- ・ 為替の実勢レートが通常の為替レートの変動幅から外れたときは、その外れた分を取引価格に織り込む

こうした場合、通常の為替レートの変動幅をどのように設定するか、また、実勢レートが通常の為替レートの変動幅を外れた分のすべて、または一部を、海外販売子会社に負担させるかを、あらかじめ決めておく必要があります。また、為替レートの変動による取引価格の見直しタイミング(四半期ごとや半期ごとなど)も、あらかじめ決めておくことが必要になります。

## 4. 海外子会社が為替レートの変動リスクを負担するライセンス製造業者の位置づけの場合

海外子会社が日本本社から生産用部品を購入し、製造ライセンスを受けた製品の製造販売を行っており、海外ライセンス製造子会社が為替レートの変動リスクの日本本社と折半することを、グループの方針とする場合を取り上げます。例えば、為替の基準レートを設定し、為替の実勢レートが基準レートから外れた場合は、その外れた分の50%を取引価格に織り込むことが考えられます。ただし、為替レートは日々変動するため、為替の実勢レートが基準レートから1%でも外れた場合、取引価格の見直しを行うことは実務的ではありません。

そのため、為替の実勢レートが基準レートから一定以上の割合で変動した場合にのみ、当該一定を超えて変動した分の50%相当を、取引価格に織り込むことが実務的と考えられます。この場合、為替の基準レートの設定方法、一定の割合、為替レートの変動による取引価格の見直しのタイミング(四半期ごとや半期ごとなど)をあらかじめ決めておくことが必要になります。

---

## The takeaway

最後に繰り返しになりますが、為替レートの変動は、企業の利益率に影響を及ぼし、その結果、移転価格リスクにつながる可能性があります。また、企業においては、税務調査において移転価格ポリシーを説明した際に、為替リスクの負担関係や価格設定・価格改定についての質問が生じることもあります。そのため、各企業においては、グループのポリシーとして、以下について改めて確認をする必要があると考えます。

- ・ 海外子会社の位置づけと為替レートの変動リスクの負担関係
- ・ 国外関連取引に使用する取引通貨
- ・ 価格設定・価格改定の計算ルール、価格の改定タイミングなどの明確性、また、それらの適切な運用

---

## Let's talk

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては、当法人の貴社担当者もしくは下記までお問い合わせください。

### PwC 税理士法人

〒100-0004 東京都千代田区大手町一丁目 2 番 1 号 Otemachi One タワー

Email: [jp\\_tax\\_pr-mbx@pwc.com](mailto:jp_tax_pr-mbx@pwc.com)

[www.pwc.com/jp/tax](http://www.pwc.com/jp/tax)

東京事務所

〒100-0004

東京都千代田区大手町一丁目  
2 番 1 号 Otemachi One タワー

大阪事務所

〒530-0011

大阪府大阪市北区大深町 4 番 20 号  
グランフロント大阪 タワーA 36 階

名古屋事務所

〒450-6038

愛知県名古屋市中村区名駅 1 丁目  
1 番 4 号  
JR セントラルタワーズ 38 階

パートナー

大橋 全寿

PwC 税理士法人は「Tax Academy」を開設し、国際税務領域の人材育成支援を目的とした e-learning コンテンツを 2022 年 10 月より配信しています。

「Tax Academy」のシリーズ講座は、日本企業が海外に事業展開する際に事前に検討すべき論点を網羅しているほか、当法人の国際税務領域における豊富な実務経験や、PwC グローバルネットワークを通じて得た知見を生かすことで広範囲な専門分野をカバーしています。各コース(有料)を通じて、国際税務を基礎から体系的に学びたい方や、企業の税務部門担当として国際税務の知識を身に付けてスキルアップしたい方をサポートします。

詳細は以下をご参照ください。

[www.pwc.com/jp/tax-academy](http://www.pwc.com/jp/tax-academy)

## Transfer Pricing News

PwC 税理士法人は、企業税務、国際タックス、M&A 税務、税務業務のデジタルトランスフォーメーション(DX)などを含む幅広い分野の税務コンサルティングにおいて、PwC グローバルネットワークと連携しながら、ワンストップでサービスを提供しています。国内外のプロフェッショナルの知見と経験を結集し、企業のビジネスパートナーとして重要な経営課題解決を包括的にサポートします。

PwC は、社会における信頼を築き、重要な課題を解決することを Purpose (存在意義)としています。私たちは、世界 152 カ国に及ぶグローバルネットワークに 328,000 人以上のスタッフを擁し、高品質な監査、税務、アドバイザリーサービスを提供しています。詳細は [www.pwc.com](http://www.pwc.com) をご覧ください。

本書は概略的な内容を紹介する目的のみで作成していますので、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。

© 2023 PwC Tax Japan. All rights reserved.

PwC refers to the PwC network member firms and/or their specified subsidiaries in Japan, and may sometimes refer to the PwC network. Each of such firms and subsidiaries is a separate legal entity. Please see [www.pwc.com/structure](http://www.pwc.com/structure) for further details.